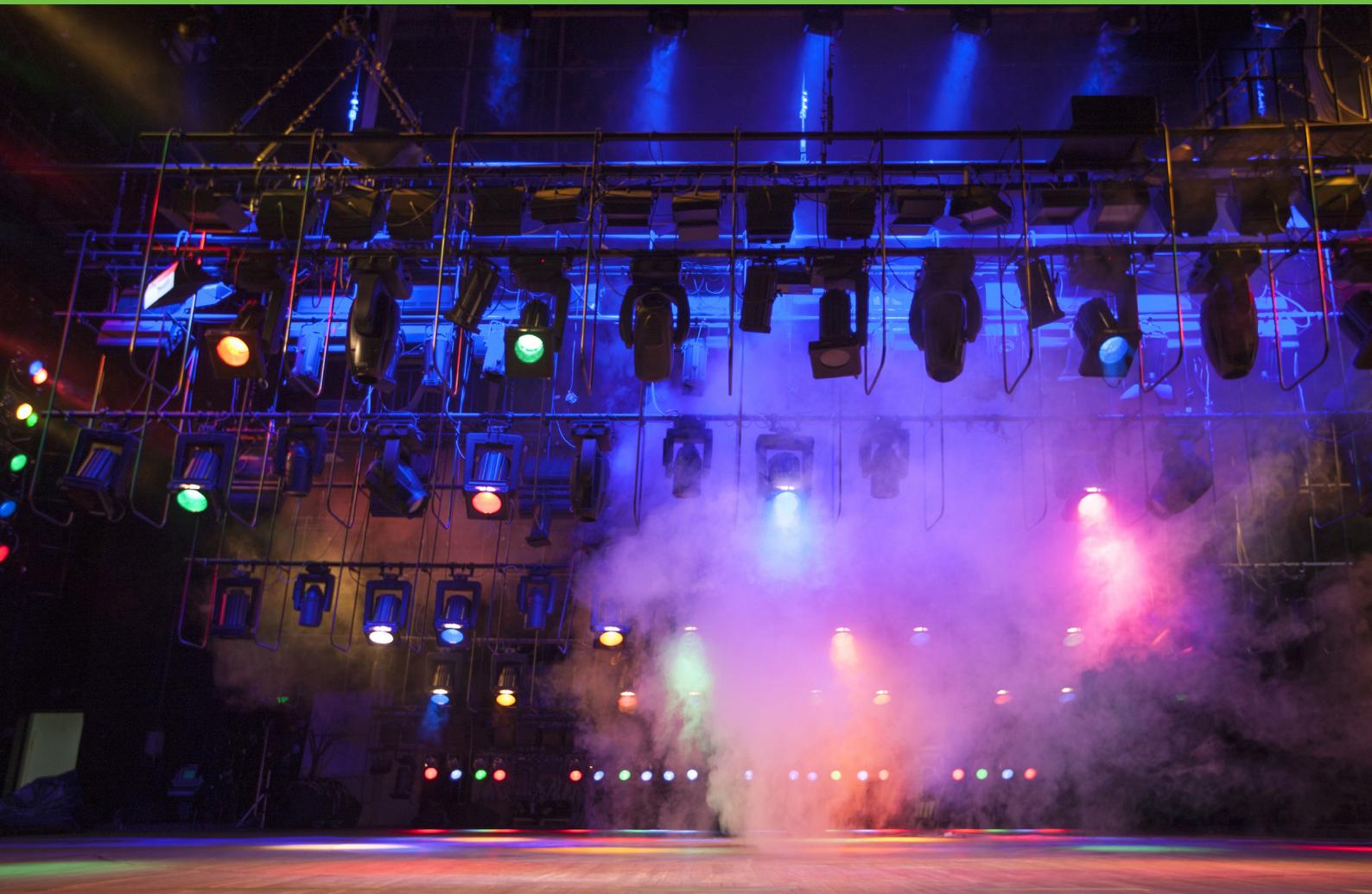


# 全照協賠償責任保険※ 加入・更新のご案内

事業活動に伴うさまざまな賠償リスクを補償します

全国舞台テレビ照明事業協同組合



## 申込締切日

2025年7月22日(火)

## 保険期間

2025年9月1日午後4時～  
2026年9月1日午後4時

## ご加入方法

最終ページをご確認ください

※全照協賠償責任保険は、賠償責任保険（企業用）普通保険約款（サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約、有機フッ素化合物（PFAS）補償対象外特約付帯）+請負業者特別約款（工事場内建設用工作車危険補償特約、下請負人補償特約、漏水補償特約（請負用）、管理財物補償特約（請賠用）付帯）+生産物特別約款（生産物特約、効能不発揮損害補償対象外特約付帯）に保険料分割払特約（大口用）、保険料確定特約および免責金額修正特約（全照協様用）をセットし受託者特別約款（修理・加工危険補償対象外特約、漏水補償特約（受託者用）付帯）をオプションとして加えた商品のペットネームです。

## 保険契約者

全国舞台テレビ照明事業協同組合

## 加入対象者

全国舞台テレビ照明事業協同組合 組合員

## 引受保険会社

Chubb損害保険株式会社

## 賠償事故はいつ起こるか分かりません

万が一お客様に損害を与えた場合、多額の賠償金がかかり、会社経営上大きな負担となります。

「全照協賠償責任保険」はその損害をカバーし、組合員の皆様の信用をお守りします。

一般的に、それぞれで契約しなければならない「請負業務中の賠償保険」「業務終了後の賠償保険」

「レンタル業者から借りた物に対する賠償保険」(オプション)を包括し、1契約でカバーできます。



### ■ 既にご加入の方は、更新のご案内となりますので内容をご確認ください。

この賠償責任保険は全国舞台テレビ照明事業協同組合のための団体契約ですので、

個々の組合員が単独で加入されるよりもお安くなっています。

## 全照協賠償責任保険の概要

### ■ この制度で補償される主な場合

- ① 照明器具の設置業務やホール管理業務等の仕事の遂行や仕事の遂行のために加入者が所有、使用もしくは管理する施設に起因した偶然な事故によって、他人の身体または財物に損害を与え、加入者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



- ② 照明器具の設置工事完了後、その工事の結果に起因して他人の身体または財物に損害を与え、加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



### 【オプション】「受託者賠償責任保険」にご加入の場合

- ③ レンタル業者などから借り受けた機材等を保管施設内または保管目的に従つて保管施設外で管理されている間に誤って損壊、紛失、盗取された場合に、加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



### ■ この制度で補償されない主な場合

- 加入者の使用者が加入者の業務に従事中に被った身体障害

(組合員の従業員およびアルバイトのケガに対しては、別途「全照協 業務災害安心総合保険」へのご加入をお薦めいたします。)

- 加入者の故意によって生じた損害

- 加入者が借り入れた(リース・レンタルを含みます。)機材等の損害

※オプション「受託者賠償責任保険」にご加入の場合は補償されます。

など

など

## 全照協賠償責任保険の補償内容

■ 請負業者賠償(作業中)	補償金額(支払限度額)	免責金額(1事故につき)
対人事故	1名につき 5,000万円	10万円*
	1事故につき 2億円	10万円*
対物事故	1事故につき 1,000万円	10万円*
管理財物(直接作業部分含む)	1事故／期間中 1,000万円	10万円*

■ 生産物賠償(設営完了後)	補償金額(支払限度額)	免責金額(1事故につき)
対人事故	1名につき 5,000万円	10万円*
	1事故／期間中 2億円	10万円*
対物事故	1事故／期間中 1,000万円	10万円*

\*保険金の合計額が100万円以上となる事故の場合は上記の免責金額ではなく、保険金の合計額の20%を免責金額として負担していただきます。

### 【オプション】



■ 受託者賠償(レンタル機材)	補償金額(支払限度額)	免責金額(1事故につき)
プラン① 対物事故	1事故／期間中 500万円	10万円
プラン② 対物事故	1事故／期間中 1,000万円	10万円
プラン③ 対物事故	1事故／期間中 1,500万円	10万円

\*年間のレンタル機材の金額に応じて①～③のプランの中からお選びください。

## 月額掛金(保険料)

年間売上高	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円
月額掛金	800円	4,000円	8,000円	16,000円

掛金は、年間売上高によって計算され、毎年1回売上高を報告していただきます。

年間売上高1,000万円につき、月額掛金800円です。

※売上高=直近の会計年度の売上高

オプションをご希望の場合は、上記掛金にオプションプランに応じた下記の掛金が加算されます。

オプション	プラン①	プラン②	プラン③
月額掛金	5,800円	9,860円	13,920円

本保険は賠償責任保険ですので、従業員およびアルバイトの加入者の業務に従事中の事故による死亡・入院・通院または業務災害による使用者責任を補償するものではありません。

従業員・アルバイトの業務中の事故への備えは、別途「全照協《業務災害安心総合保険(GPA Pro)のご案内》」をご参考ください。レンタル業者から借り受けた機材の補償は、本保険のオプションとして追加することができます。ぜひご検討ください。

## これまでの主な事故例

コンサート会場設営中、シーリング  
のシート作業時に  
転落、天井を破損



1,021,200円

照明器具が落下し、下にあった  
ピアノに当たり全損

1,520,000円

個人宅取材の際、照明機材移動時に  
シャンデリアを破損

35,304円

照明バトンを飛ばす際、  
コードに余裕をもたせなかったので  
天井を破損

53,000円

セッティング中に  
スピーカーを落とし、  
壁を破損

32,400円

機材搬入時に機材が  
倒れ、エレベーター  
内壁と床を破損



65,360円

ドラマ収録後、  
撤収作業中に舞台幕を  
破損

150,000円

ドラマロケ中、  
照明スタンドが倒れ  
駐車中の車を破損



21,935円

店舗照明器具設置の際、  
ハンガーを落とし、  
施設の什器・備品を破損

158,266円

撤収の際、天井裏に  
敷設のケーブルを落とし、  
天井板を破損

166,300円

撤収作業中、電動バトンで  
舞台上の金屏風を破損

609,200円

器材搬入の際、入口自動ドアの  
ガラスを破損



103,985円

リハーサル中、操作卓の上にクリアカムの子機を落とし、  
組み込まれていたパネルコンピューターを破損

940,860円

設営ミスにより幕と照明器具が接触し、  
照明器具転倒により幕の一部を焼失

80,810円



## 保険金をお支払いする主な場合

### ① 作業中の事故：請負作業等の仕事の遂行に起因する事故（請負業者特別約款）

保険証券に記載された仕事の遂行による、または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券に記載された施設による他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 付帯される主な特約

#### ■ 漏水補償特約（請負用）

請負業者特別約款で補償対象外となっている給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家常用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊に起因する損害を補償します。

#### ■ 工事場内建設用工作車危険補償特約

工事場内および施設内における建設用工作車の所有、使用もしくは管理に起因して引受保険会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結しているときはまたは自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）を締結しているときは、損害の額がその自賠責保険および自動車保険等により、保険金が支払われるべき金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを補償します。

#### ■ 管理財物補償特約（請賠用）

請負業者特別約款で補償対象外となっている、事業活動の遂行において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### ② 設営完了後の事故：仕事の結果に起因して仕事の終了後に生じた事故（生産物特別約款）

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物に起因して保険期間中に生じた、または被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に起因して、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後の保険期間中に生じた他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### ③ レンタル機材等の事故【オプション】：被保険者がレンタル業者等から借り受けた機材に生じた事故

#### （受託者特別約款）

被保険者が管理する保険証券に記載された受託物が、次に規定する間に損壊または紛失もしくは盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1. 受託物が保険証券に記載された保管施設内に保管されている間

2. 受託物が保険証券に記載された目的に従って保管施設外で管理されている間

など

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾（じょう）、労働争議によって生じる損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- ④ 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑥ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。
- ⑧ ペルフルオロアルキル化合物またはポリフルオロアルキル化合物などの有機フッ素化合物（PFAS）に起因するあるいは関連する損失、傷害、疾病、死亡、医療費、防御費用、経費、その他のあらゆる費用の損害

など

※保険金のお支払いは、引受保険会社または引受保険会社の親会社、関連会社、もしくは引受保険会社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含みます。

## 保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。

## ■ ご加入方法

### • 更新の場合

同封の「全照協賠償責任保険 次年度更新について」に必要事項をご記入、ご捺印の上、全照協事務局までご通知（FAX：03-5577-7845）いただきますようお願い申し上げます。

### • 新規ご加入の場合

同封の「全照協賠償責任保険 新規加入申込書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、全照協事務局までご通知（FAX：03-5577-7845）いただきますようお願い申し上げます。

期間中の中途加入も隨時受け付けております。

中途加入を希望される場合は全照協事務局へご照会ください。

## ■ 保険期間

2025年9月1日 午後4時～2026年9月1日 午後4時

## ■ 保険料のお支払い

全照協事務局からの請求書に基づき、分割保険料を毎月請求書記載の締切日までにお振込みいただきますようお願い申し上げます。

**申込締切日：2025年7月22日（火）**

全照協事務局までご通知（FAX：03-5577-7845）いただきますようお願い申し上げます。

## ご加入にあたっては、必ず別紙の重要事項説明書をご確認ください。

告知義務、保険契約の解除事由、分割保険料のお支払いに関するご注意、重複契約に関するご注意、個人情報の取扱い、保険会社破綻時の取扱い、苦情のご連絡先窓口などが記載されています。

### 万一、事故が発生した場合のご注意

#### (1) 事故が起きた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起きた場合は、次の処置を行い、事務局を通じて取扱代理店または引受保険会社に遅滞なくご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

#### (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

保険金の支払請求にあたり、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。具体的な必要書類については事務局を通じて取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (3) 示談交渉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう、示談交渉は事務局を通じて引受保険会社にご相談いただきながらお進めください。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

#### (4) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

\* この保険契約は、全国舞台テレビ照明事業協同組合を契約者として同組合の組合員を加入者とする団体契約です。賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集、保険証券は保険契約者（全国舞台テレビ照明事業協同組合）に交付されます。

\* このパンフレットは請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧ください。また、詳しくは賠償責任保険（企業用）普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

## 取扱代理店

### ムラヤマ恒産株式会社

〒112-0003 東京都文京区春日1-6-1-407

TEL 03-3812-1809 FAX 03-3812-5314

## 引受保険会社

### Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険） 中央統括支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

TEL 03-6364-7080 (代)

[www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)

**CHUBB®**